

山形工科短期大学校教育振興会会則

(名称)

第1条 この会は、山形工科短期大学校教育振興会と称し、事務所を同校内に置く。

(組織)

第2条 この会は、本校運営に賛同する企業及び個人を会員として組織する。

(目的)

第3条 この会は、学校の施設設備、派遣生及び教職員の研修活動に対する援助を行い、本校教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校の施設設備の充実に対する支援
- (2) 教育備品、図書等の整備に対する支援
- (3) 学生の自主的な地域活動に対する支援
- (4) 職員研修、教育視察等に対する支援
- (5) キャリア教育活動に対する支援
- (6) 学校行事等に対する支援
- (7) その他、学校の教育活動、職員及び派遣生の福祉厚生等に対する支援

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、総会に上程する議案その他本会の重要事項について審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長は、会員の中から役員会の推薦によって選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 理事及び監事は、総会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、原則として毎年1回職業訓練法人山形工科アカデミー通常総会開催日に開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 3 総会は、本会の運営及び会計に関する重要事項を審議決定する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めるときこれを開催し、必要事項を審議する。
- 5 総会及び役員会は、それぞれの会議の構成員の過半数の出席(委任状を含む。)によって成立し、議決は出席者の過半数の同意による。

(経費及び会費)

第9条 本会の経費は、寄付金その他の収入を持って充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第11条 会長は、毎会計年度当初に当該年度の予算案を役員会に諮り、その承認を得なければならない。

- 2 前項の予算案は、当該年度の総会において承認を得るものとする。ただし、会長は、4月1日から総会の承認を得るまでの間、前項の規定により承認された予算案に基づき、必要な予算の執行を行うことができる。

- 3 会長は、毎会計年度末における収支決算書を作成し、総会において承認を得るものとする。

(会則の変更)

第12条 この会則の改正は、総会の議を経なければならない。

(その他)

第13条 その会則に定めのない事項については、役員会の議を経て会長が定める。

附則

この会則は、令和元年6月24日から施行する。